

2 水管第 2179 号
令和 3 年 1 月 26 日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第 348 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいか）に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群の漁獲可能量に関する令和 3 管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について、別紙 2 の取扱いとしたいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 すけとうだら太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

170,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	69,100
青森県	現行水準
岩手県	現行水準
宮城県	現行水準
茨城県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業	99,700
すけとうだら太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 すけとうだら日本海北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,900トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	3,500

- 3 -

秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら日本海北部系群沖合底びき網漁業	4,300
すけとうだら日本海北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 すけとうだらオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

56,000トン

4
- 4 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	55,400
すけとうだらオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 すけとうだら根室海峡

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

20,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	20,000

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
すけとうだら根室海峡大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 するめいか

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

57,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	現行水準
青森県	現行水準
岩手県	現行水準

宮城県	現行水準
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
神奈川県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	現行水準
福井県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	現行水準

京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
和歌山県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	現行水準
山口県	現行水準
徳島県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	現行水準
熊本県	現行水準

- 9 -

大分県	現行水準
宮崎県	現行水準
鹿児島県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	11,000
するめいか大中型まき網漁業	3,500
するめいか中型いか釣り漁業	13,700
するめいか小型いか釣り漁業	18,600
するめいかその他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

漁獲可能量の変更に係る配分及び数量の融通について (すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群)

1 背景

- (1) これまで、すけとうだら太平洋系群に関し、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に漁獲可能量に1万トンを追加することについて、行政庁の恣意性のない機械的な追加として、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に規定されたルールに則って行うものであることから、これに伴う基本計画の変更について、水産政策審議会（以下「審議会」という。）への事後報告で対応できることとされてきた（審議会第103回資源管理分科会（令和2年9月18日）資料3-2）。
- (2) また、これまでに定められた特定水産資源の漁獲可能量に係る都道府県間又は大臣管理漁業等と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、審議会には事後報告で対応できることとしてきた。（まあじ、まいわしについて審議会第104回資源管理分科会資料3-1別紙2、くろまぐろについて審議会第106回資源管理分科会資料2-1別紙2）。

2 今後の取扱い

- (1) 上記1（1）に係る追加配分に関しては、①資源管理基本方針別紙2-8（すけとうだら太平洋系群）（案）の第4の4の(1)及び第6の1の(2)において、これまでと同様の漁獲可能量の追加・配分ルールを規定することとし、②当該ルールに基づく追加・配分に伴う数量の変更については、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (2) また、すけとうだら日本海北部系群に関し、①資源管理基本方針別紙2-9（すけとうだら日本海北部系群）の第6の3において、新たに、漁獲可能量の未利用分について、当初の漁獲可能量の5%を上限に翌管理年度に繰り越すルールを規定することとし、②これについても、行政庁の恣意性のない機械的な追加・配分として、2（1）と同様に、審議会には事後報告で対応できることとする。
- (3) 上記1（2）と同様に、すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群についても、大臣管理区分と都道府県との間での数量の融通のうち、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、農林水産大臣の裁量の余地のない機械的な変更であることから、審議会には事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量等を遅滞なく公表する（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県の数量を変更したときは、これを

通知する（改正後の漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、改正後の漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の数量変更の取扱い

上記 2（1）から（3）によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に審議会の意見を聴く（改正後の漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。

令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）すけとうだら太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 3 年 1 月
水 産 庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオで算定されたABC（生物学的許容漁獲量）をTACとする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和 3 管理年度のTAC算定方法

基本方針別紙 2-8（案）の漁獲シナリオに基づき、170,000 トンを漁獲可能量とする。

（3）令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）のTAC案

特定水産資源	TAC
すけとうだら太平洋系群	170,000 トン

（参考 1）別紙 2-8 の漁獲シナリオ

すけとうだら太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：228 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：151 千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：60 千トン（漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に 0.8 を乗じた値に下げたとしても、10 年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が 50% を下回るおそれがある親魚量）
- (4) 令和 3 年から令和 5 年まで：漁獲可能量 17 万トン
- (5) 令和 6 年から令和 13 年まで：漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9

(参考 2) すけとうだら太平洋系群 T A C の推移

単位：トン

系群	R3 年 (案)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
すけとうだら太平洋系群	170,000	143,000	173,000	173,000	184,000

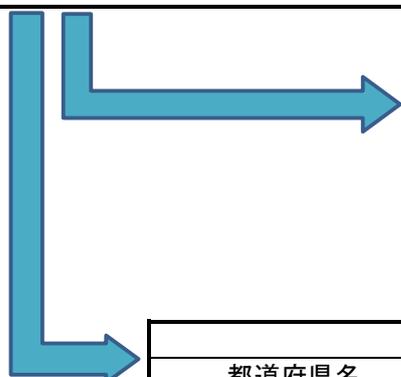
2 配分

- (1) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

※ (1) については、資料 3-7 において詳述。

令和3管理年度すけとうだら太平洋系群系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら太平洋系群	170,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	99,700

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	69,100	青森県、岩手県、宮城県及び茨城県については、現行水準とする。

令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）すけとうだら日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和3年1月
水産庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会においては、2つの漁獲シナリオについて、それぞれを支持する旨の意見が出席者から表明されたが、すけとうだら日本海北部系群の親魚量が限界管理基準値を下回っている状況にあり、毎年の資源評価の結果に応じて漁獲可能量を更新することがより望ましいと考えられることから、漁獲量を固定せず、漁獲圧力を固定するシナリオ（以下の①）を用いて算定されたABC（生物学的許容漁獲量）をTACとする。

（参考1）資源管理方針に関する検討会で支持が表明された2つの漁獲シナリオ

- ① 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- ② 令和3年から令和7年まで： 漁獲可能量 10,000 トン
令和8年から令和13年まで： 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9

（2）漁獲シナリオに基づく令和3管理年度のTAC算定方法

基本方針別紙2-9（案）の漁獲シナリオに基づき、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値により導かれるABCをTACとする。

（3）令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）のTAC案

特定水産資源	TAC
すけとうだら日本海北部系群	7,900 トン

（参考2）別紙2-9の漁獲シナリオ

すけとうだら日本海北部系群

- (1) 目標管理基準値：380千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：171千トン（最大持続生産量の60%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：171千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：25千トン（最大持続生産量の10%が得られる親魚量）
- (5) 漁獲シナリオに用いる安全係数（ β ）：0.9
- (6) 前管理年度のTACの未利用分を、当該TACの5%を上限として翌管理年度に繰越し

(参考 3) すけとうだら日本海北部系群 T A C の推移

単位：トン

系群（海域）	R3 年 （案）	R2 年 （2020 年）	R1 年 （2019 年）	H30 年 （2018 年）	H29 年 （2017 年）
日本海北部系群	7,900	6,700	6,300	6,300	6,300

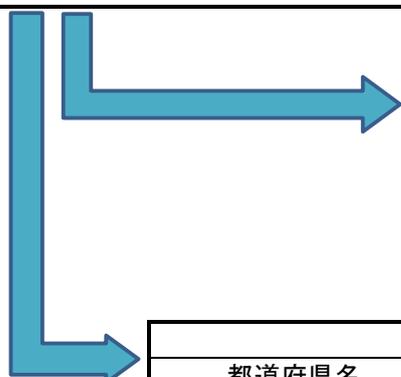
2 配分

- (1) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

※(1)については、資料 3-7 において詳述。

令和3管理年度すけとうだら日本海北部系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら日本海北部系群	7,900



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	4,300

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	3,500	秋田県、山形県、及び新潟県 については、現行水準とする。

令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）すけとうだらオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和3年1月
水産庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオで算定された数量をTACとする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和3管理年度のTAC算定方法

基本方針別紙2-10（案）の漁獲シナリオに基づき、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

（3）令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）のTAC案

特定水産資源	TAC
すけとうだらオホーツク海南部	56,000 トン

（参考1）別紙2-10の漁獲シナリオ

すけとうだらオホーツク海南部

- (1) 我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
- (2) 資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

(参考 2) すけとうだらオホーツク海南部 T A C の推移

単位：トン

系群（海域）	R3 年 （案）	R2 年 （2020 年）	R1 年 （2019 年）	H30 年 （2018 年）	H29 年 （2017 年）
オホーツク海南部	56,000	55,000 (65,000)	53,000 (55,000) (58,000)	53,000	53,000

※括弧内は改定前の数字（期中改定があった場合）

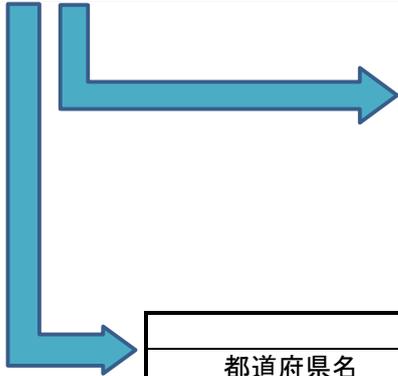
2 配分

- (1) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

※（1）については、資料 3-7 において詳述。

令和3管理年度すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだらオホーツク海南部	56,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	55,400

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	現行水準	

令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）すけとうだら根室海峡
漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 3 年 1 月
水 産 庁

1 TAC

（1）設定の考え方

資源管理方針に関する検討会において取りまとめられた漁獲シナリオで算定された数量を TAC とする。

（2）漁獲シナリオに基づく令和 3 管理年度の TAC 算定方法

基本方針別紙 2-11（案）の漁獲シナリオに基づき、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

（3）令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）の TAC 案

特定水産資源	TAC
すけとうだら根室海峡	20,000 トン

（参考 1）別紙 2-11 の漁獲シナリオ

すけとうだら根室海峡

- （1）我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理
- （2）資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定

(参考 2) すけとうだら T A C の推移

単位：トン

系群（海域）	R3 年 （案）	R2 年 （2020 年）	R1 年 （2019 年）	H30 年 （2018 年）	H29 年 （2017 年）
根室海峡	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

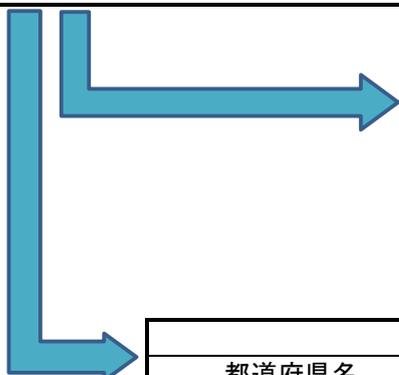
2 配分

- (1) 過去 3 か年（平成 29 年から令和元年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

※（1）については、資料 3-7 において詳述。

令和3管理年度すけとうだら根室海峡漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら根室海峡	20,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
-	-

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	20,000	

令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）するめいか 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和3年1月
水産庁

1 TAC

（1）設定の考え方

令和3年（2021年）のTACは、暫定的に、令和2年（2020年）と同じ57,000トンとする。

（2）令和3管理年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）のTAC案

特定水産資源	TAC
するめいか	57,000トン

（参考1）別紙2-12の漁獲シナリオ するめいか

- （1）水研機構において、単年魚であるするめいかの特性や分布域等が変動している状況を踏まえ、資源評価の手法の改良を進めることとしており、令和3年（2021年）の資源評価の結果を踏まえて、目標管理基準値及び限界管理基準値を定めることとする。
- （2）令和3年の資源評価の結果、関係国の漁獲状況及びこれらの国の管理への取組状況並びに資源管理の方針に関する検討会の議論を踏まえて、漁獲シナリオを定める。
- （3）令和3年の漁獲可能量は、暫定的に、令和2年と同じ57,000トンとする

(参考 2) するめいか T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R3 年 (案)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)	H30 年 (2018 年)	H29 年 (2017 年)
するめいか	57,000	57,000	67,000	97,000	136,000

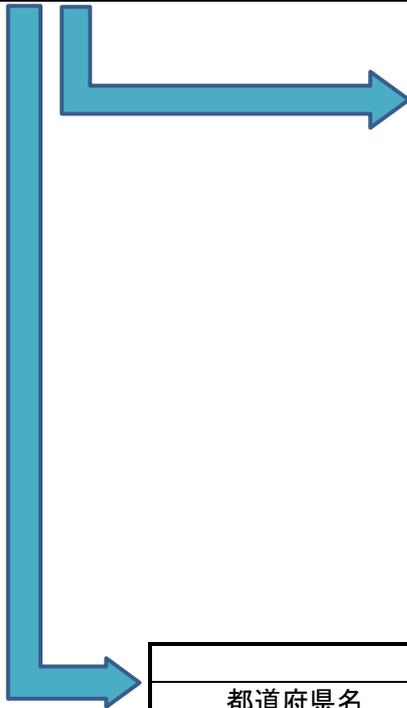
2 配分

- (1) 過去 3 か年（平成 27 年から平成 29 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

※ (1) については、資料 3-7 において詳述。

令和3管理年度するめいか漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	57,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	11,000
大中型まき網漁業	3,500
中型いか釣り漁業	13,700
小型いか釣り漁業	18,600

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
-	-	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。

漁獲可能量（TAC）の配分シェア等の見直しについて

1 趣旨

漁獲可能量（TAC）を漁業種類あるいは都道府県ごとに配分する際のシェアについては、従来、直近3か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを3か年（漁期）にわたって用いることを基本としつつ、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重することとしている。

令和3～5管理年度のTAC設定に当たっては、直近3か年（平成29年～令和元年）のデータを用いた基本シェアの見直しが必要となっている。

なお、するめいかについては、1年遅れてTAC制度の対象となったことから、基本シェアの見直しは令和4管理年度のTAC設定時に行うこととなる。

2 基本シェアの算出

- (1) 平成29年から令和元年まで（するめいかについては、平成27年から平成29年まで）の過去3か年の漁獲実績を使用する。
- (2) 漁獲実績について、知事管理区分については農林水産省が公表する農林水産統計データ（以下「農林水産統計」という。）の漁獲量を、大臣管理区分については水産庁がとりまとめたTAC採捕量を使用することを原則とするが、これが適当でないと認められる場合には、可能な限り客観的かつ合理的なデータを用いる。また、暦年となっている農林水産統計とTAC採捕数量とを比較するため、TAC採捕量も1月から12月までで再集計した値を算定し、多い方を用いる。
- (3) 基本シェアの算定に用いる期間に漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。
- (4) 上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下2桁（%））を各年ごとに算出し、その3か年の単純平均（小数点以下2桁（%））を配分の際の基本シェアとする。

3 漁獲可能量（TAC）の配分（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、すけとうだら全系群及びするめいか）

- (1) 上記2(4)で求めた基本シェアを用いて、漁獲可能量を比例配分することを基本とする。
- (2) ただし、関係する当事者間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分量を算出する。
- (3) また、個々の具体的配分数量については、(1)又は(2)で算定した数量の100トン未満を切り上げた数量（すけとうだら全系群のみ、10の位を四捨五入した数量）を用いる。
- (4) ただし、資源管理基本方針（第5の3）に基づき配分数量を明示しない都道

府県については、以下に該当する場合に応じて、それぞれに掲げる方法により行うこととする。

- ①漁獲実績（過去3年平均値をいう。以下同じ。）が1トン以上の都道府県
「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととするが、当該数量が、10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」と表示する。
- ②漁獲実績が1トン未満の都道府県
配分を行わない。

（以 上）